【別紙１】

令和8年 11 月 1日（改訂）
介護保険課給付担当
地域包括ケア推進課

（長野市） ケアプランの「軽微な変更」に関する考え方と該当する事例

ケアプランを変更する際には、原則として、新たにケアプランを作成する時と同様の業務を実施しなければなりません。
しかし、国通知においては「利用者の希望による軽微な変更」と判断した場合には、ケアマネジメントの一連の業務（※基準第13条第3号から第12号）を省略することができるとし、以下の 10 項目について例示されています。
これに対し、本市の基本的な考え方は、①利用者の状況に大きな変化がないことが前提で、②援助の方針や方向性、目標が変更にならないものとし、軽微な変更に該当する事例として、以下のように改訂します。
しかし、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。」とされています。
なお、本改訂は、令和6年7月1日付けで発出した内容について、更なる介護支援専門員の業務負担の軽減を図ることを目的に、見直しを行ったものです。

（※1）指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する業務について （平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
（※2）「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月15日付老高発 0315 第1号・老認発 0315 第1号・老老発 0315 第1号）により、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日老介発 0331 第1号・老高発 0331 第2号・老認発 0331 第3号・老老発 0331 第2号）の一部改正

指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業及び運営に関する基準（一連の業務）は、以下のとおりです。

【指定居宅介護支援 運営基準第 13 条】	【指定介護予防支援 運営基準第 30 条】
（第3号）継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用	（第3号）計画的な指定介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等の利用
（第4号）総合的な居宅サービス計画の作成	（第4号）総合的な介護予防サービス計画の作成
（第5号）利用者自身によるサービスの選択	（第5号）利用者自身によるサービスの選択
（第6号）課題分析の実施	（第6号）課題分析の実施
（第7号）課題分析における留意点（居宅訪問と面接）	（第7号）課題分析における留意点（居宅訪問と面接）
（第8号）居宅サービス計画原案の作成	（第8号）介護予防サービス計画原案の作成
（第9号）サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	（第9号）サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
（第 10 号）居宅サービス計画の説明及び同意	（第 10 号）介護予防サービス計画の説明及び同意
（第 11 号）居宅サービス計画の交付	（第 11 号）介護予防サービス計画の交付
（第 12 号）担当者に対する個別サービス計画の提出依頼	（第 12 号）担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

「利用者の状態に大きな変化が見られない」場合の取扱い

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">国の考え方</th><th colspan="2">長野市の考え方</th></tr>
<tr><th>居宅サービス</th><th>介護予防サービス・総合事業
※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。</th></tr>
<tr><td rowspan="2">「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い
（２．サービス担当者会議の③）

<u>※ケアマネジメントプロセスにおいて最も重要な項目</u></td><td colspan="3">「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。
その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号）の「課題分析標準項目（別添）」等のうち、

例えば、
・「健康状態及び心身の状況（身長、体重、BMI、血圧、既往歴、主傷病、病状、痛みの有無、褥そうの有無等）、受診に関する状況（かかりつけ医・かかりつけ歯科医の有無、その他受診先、受診頻度、受診方法、受診時の同行者の有無等）、服薬に関する状況（かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の有無、処方薬の有無、服薬している薬の種類、服薬の実施状況等）、自身の健康に対する理解や意識の状況」
・「ADL（寝返り、起き上がり、座位保持、立位保持、立ち上がり、移乗、移動方法（杖や車椅子の利用有無等を含む）、歩行、階段昇降、食事、整容、更衣、入浴、トイレ動作等）」
・「IADL（調理、掃除、洗濯、買物、服薬管理、金銭管理、電話、交通機関の利用、車の運転等）」
・「日常の意思決定を行うための認知機能の程度、判断能力の状況、認知症と診断されている場合の中核症状及び行動・心理症状の状況（症状が見られる頻度や状況、背景になり得る要因等）」
・「コミュニケーションの理解の状況、コミュニケーションの表出の状況（視覚、聴覚等の能力、言語・非言語における意思疎通）、コミュニケーション機器・方法等（対面以外のコミュニケーションツール（電話、PC、スマートフォン）も含む）」
・「1日及び1週間の生活リズム・過ごし方、日常的な活動の程度（活動の内容・時間、活動量等）、休息・睡眠の状況（リズム、睡眠の状況（中途覚醒、昼夜逆転等）等）」
・「排泄の場所・方法、尿・便意の有無、失禁の状況等、後始末の状況等、排泄リズム（日中・夜間の頻度、タイミング等）、排泄内容（便秘や下痢の有無等）」
・「入浴や整容の状況、皮膚や爪の状況（皮膚や爪の清潔状況、皮膚や爪の異常の有無等）、寝具や衣類の状況（汚れの有無、交換頻度等）」
・「歯の状態（歯の本数、欠損している歯の有無等）、義歯の状況（義歯の有無、汚れ・破損の有無等）、かみ合わせの状態、口腔内の状態（歯の汚れ、舌苔・口臭の有無、口腔乾燥の程度、腫れ・出血の有無等）、口腔ケアの状況」
・「食事摂取の状況（食形態、食事回数、食事の内容、食事量、栄養状態、水分量、食事の準備をする人等）、摂食嚥下機能の状態、必要な食事の量（栄養、水分量等）、食事制限の有無」
・「行動・心理症状（BPSD）（妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等）」
等を総合的に勘案し、判断すべきものである。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・モニタリングを踏まえたうえで、「利用者の状態に大きな変化が見られない」と判断するプロセスとして、上記のような課題分析標準項目を踏まえた再アセスメントを実施したうえで、ケアプランの作成やサービス担当者会議の必要性の高い変更であるかどうかを総合的に勘案し、判断する。
・この判断には、サービス事業者（担当者）との合意が前提であり、介護支援専門員が単独で判断してはならない。</td></tr>
</table>

1. ケアプランの作成

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">国の考え方</th><th colspan="2">長野市の考え方</th></tr>
<tr><th>居宅サービス</th><th>介護予防サービス・総合事業
※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。</th></tr>
<tr><td>①サービス提供の曜日変更</td><td>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</td><td colspan="2">利用者の体調不良や家族の都合等によるもの、かつ、臨時的、一時的なものであって、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。

（例） 利用者や家族の都合により、曜日の変更があった場合
・月曜日の訪問系サービスを、受診の都合で火曜日に1回だけ変更する場合
・利用者や家族の都合により、月曜日の通所サービスを火曜日に変更する場合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・サービス事業者から変更した理由等を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・サービス利用票（6表）及びサービス利用票別表（7表）について、必要に応じて対応すること。</td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・サービス事業者から変更した理由等を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・サービス利用票及びサービス利用票別表について、必要に応じて対応すること。</td></tr>
<tr><td>②サービス提供の回数変更</td><td>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</td><td colspan="2">利用者や家族の緊急時等の臨時的、一時的な利用回数の増減によるものであって、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（例1） 利用者や家族のやむを得ない事情により、週1回の通所サービスを特定の週のみ週2回に変更する場合

（例2） 利用者や家族のやむを得ない事情により、通所サービスを休んだが、援助が必要な排泄介助に訪問介護を調整した場合 （既にケアプランに訪問介護の排泄介助が提供されている場合に限る。）

（例3） 感染症の蔓延等の理由から事業者の都合で通所サービスを一時的に休業する場合</td><td>（例1・2・3） 要支援の場合は月額包括報酬のため、月途中でのサービス計画回数の増減の場合は、算定区分の変更を行わない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">※ ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当しない。（ケアマネジメントの一連の業務が必要）
・一時的な回数の変更であっても、利用者の心身の状態等に変化があり、継続して利用回数を変更することが見込まれる場合
・週1回の通所系サービスを定期に週2回へ変更する場合、又は週2回の通所系サービスを定期に週1回へ変更する場合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・サービス事業者から変更した理由等を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・サービス利用票（6表）及びサービス利用票別表（7表）について、単位数が増減する場合は、必要に応じて再交付を行う。</td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・サービス事業者から変更した理由等を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・サービス利用票及びサービス利用票別表について、月途中でのサービス計画回数の増減の場合は、算定区分の変更がないため当該月の再交付は不要とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">国の考え方</th><th colspan="2">長野市の考え方</th></tr>
<tr><th>居宅サービス</th><th>介護予防サービス・総合事業
※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。</th></tr>
<tr><td>③利用者の住所変更</td><td>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</td><td colspan="2">住所変更に伴い、住環境や家族構成などが変化し、生活状況に変化があるものと考えられるため、「軽微な変更」に該当しない。

※　ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当するものと考えられる。
・独居等により、介護保険証の住所に住民票を置いたまま、保険証表記以外の居住地（親族等の自宅）で既に介護サービスを受けながら生活しており、後に現在の居住地へ住民票の異動だけを行った場合であって、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合（事実上の居住地に変更がない場合）
（住所変更前と変更後の介護支援専門員に変更がない場合に限る）

（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・利用者や家族から変更理由を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。</td></tr>
<tr><td>④事業所の名称変更

⑧目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更</td><td>単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</td><td colspan="2">（④と⑧の項目について共通の考え方）
（1）居宅介護支援事業所において、以下のいずれかの場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。
・単なる事業所の名称のみを変更する場合
・事業所側の都合で事業譲渡などによる運営法人や指定事業所番号、名称に変更があったが、事業所の所在地、担当介護支援専門員、ケアプランの課題や目標・サービス内容に変更がない場合

※　ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当しない。（ケアマネジメントの一連の業務が必要）
・同法人側の都合で複数の事業所を1つの事業所に統合した場合であって、事業所が変更となった対象者の場合
（5 ページ Q1 参照）
（2）サービス事業所において、以下のいずれかの場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。
・単なる事業所の名称のみを変更する場合
・事業所側の都合で事業譲渡などによる運営法人や指定事業所番号に変更があったが、事業所の所在地、ケアプランの課題や目標・サービス内容に変更がない場合
・事業所の規模を変更した場合　（5 ページ Q2、Q3参照）
・事業所側の都合で複数の事業所を1つの事業所に統合した場合であって、ケアプランの課題や目標・サービス内容に変更がない場合　（5 ページ Q4参照）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・事業者の変更理由を聴取し、事業所名の修正を行ったうえで給付管理上の問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・ケアプラン（1表）又は（2表）について、「変更日」を記載したうえで事業所名称を見え消し修正で足りるものとする。</td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・事業者の変更理由を聴取し、事業所名の修正を行ったうえで給付管理上の問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・ケアプランについて、「変更日」を記載したうえで事業所名称を見え消し修正で足りるものとする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">（事例 Q&A）
Q1　同じ法人が同じ市内に A 居宅介護支援事業所と B 居宅介護支援事業所を運営していたが、法人側の都合で A 居宅介護支援事業所へ統合することになった場合、B 居宅介護支援事業所が担当していた利用者のうち継続を希望した利用者については、「軽微な変更」に当たらないと考えてよいか。
A1　そのとおり。
　新たに A 居宅介護支援事業所と契約したうえで業務を実施することになり、「初回加算」の要件を満たす必要があるため、「軽微な変更」に該当しない。「初回加算」の要件を満たさない場合は、運営基準減算となる。

Q2　現在利用中の通所介護事業所が通所介護から地域密着型通所介護にサービス種別が変わることになったが、「軽微な変更」に該当するか。
A2　サービス事業所の都合により事業所の形態が変わるだけで、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がなく、サービス提供に影響がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。

Q3　通所介護の通常規模型事業所から大規模型事業所へ変更の場合は「軽微な変更」に該当するか。
A3　サービス事業所の都合により事業所の規模が変わるだけで、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がなく、サービス提供に影響がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。

Q4　同じ法人が同じ市内に C 通所介護事業所と D 通所介護事業所を運営していたが、法人側の都合で C 通所介護事業所へ統合することになった場合、引き続き C 通所介護事業所でサービスを継続利用した利用者については、「軽微な変更」に該当するか。
A4　サービス事業所の都合により事業所の規模が変わるだけで、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がなく、サービス提供に影響がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。</td></tr>
<tr><td>⑤目標期間の延長</td><td>　単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</td><td>　目標設定期間は課題（ニーズ）を解決するために必要な期間を設定することから、単なる目標設定期間の延長は想定されないため、「軽微な変更」に該当しない。
　基本的には、短期目標が終了したところで評価を行い、ケアプランの作成を行う。
　評価に当たっては、サービス担当者会議の開催、又はやむを得ない理由がある場合（感染症拡大防止のため開催しない場合等）は、照会や電話等により専門的な見地から意見を求める必要がある。</td><td>　目標設定期間は、支援計画の期間と同一であることから、単なる目標設定期間の延長は想定されないため、「軽微な変更」に該当しない。
　支援計画の期間が終了したところで目標達成状況の評価を行い、ケアプランの作成を行う。</td></tr>
<tr><td>⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合</td><td>　福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</td><td colspan="2">　同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合であって、単位数のみが変更になり、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。

※　ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当しない。（ケアマネジメントの一連の業務が必要）
・同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更であっても、用途、ニーズに変更がある場合

（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・福祉用具の変更理由を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・サービス利用票（6表）及びサービス利用票別表（7表）について、単位数が変更になる場合は、再交付を行う。</td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・福祉用具の変更理由を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。
・サービス利用票及びサービス利用票別表について、単位数が変更になる場合は、再交付を行う。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">（事例 Q&A）
Q　通常型の車いすからリクライニング機能付きの車いすに変更する場合は、「軽微な変更」に該当するか。
A　該当しない。
　機能の変化を伴う福祉用具の変更は、身体状況の変化が伴うものと想定されるため、一連の業務が必要である。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑦対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更</td><td rowspan="2">　指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第199条第２号に定める対象福祉用具をいう。）をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合に、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）
（第199条2）
　法第８条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具いずれにも該当する福祉用具（以下、「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</td><td colspan="2">　利用者の選択により、指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合に、医師やリハビリテーション専門職、ケアプランの原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他関係者から聴取した意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、利用者の状況に変化がなく、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられる。
（対象福祉用具）
　①固定用スロープ　②歩行器　③単点杖　④多点杖

※　ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当しない。（ケアマネジメントの一連の業務が必要）
・対象福祉用具の貸与から販売へ変更する場合に、利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見により、同一種目を複数利用しなければ日常生活に支障があると判断された場合など、福祉用具の数に変更が生じた場合

（例）ロフストランドクラッチ（単点杖）を1本貸与していたが、販売へ変更する際に医師や理学療法士から2本の使用を指示された場合</td></tr>
<tr><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・対象福祉用具の貸与から販売へ変更する場合は、利用者の身体状況の変化の見通しに関する意見を医師やリハビリテーション専門職等から聴取したうえで、変更理由を支援経過へ記録する。
・下記2．サービス担当者会議の③「「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い」の課題分析標準項目を実施したうえで、総合的に勘案し判断する。
・対象福祉用具の貸与から販売へ変更する場合は、ケアプラン（2表）及び（3表）を「特定福祉用具販売」に変更し、「変更日」を記載したうえで見え消し修正で足りるものとし、新たにケアプランの再交付を行わない。サービス利用票（6表）及びサービス利用票別表（7表）について、貸与から販売へ移行し単位数が変更になる場合は、再交付を行う。</td><td>（軽微な変更であると判断した場合の対応方法）
・対象福祉用具の貸与から販売へ変更する場合は、利用者の身体状況の変化の見通しに関する意見を医師やリハビリテーション専門職等から聴取したうえで、変更理由を支援経過へ記録する。
・下記2．サービス担当者会議の③「「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い」の課題分析標準項目を実施したうえで、総合的に勘案し判断する。
・対象福祉用具の貸与から販売へ変更する場合は、ケアプランを「特定介護予防福祉用具販売」に変更し、「変更日」を記載したうえで見え消し修正で足りるものとし、ケアプランの再交付を行わない。サービス利用票及びサービス利用票別表について、貸与から販売へ移行し単位数が変更になる場合は、再交付を行う。</td></tr>
</table>

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス・総合事業 ※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。
⑨目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられる。	第1表の総合的な援助方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 この場合の「軽微な変更」とは、わずかなサービスの変更であって、ケアプランの課題や目標に変更がなく、本来の主となるサービス内容や提供時間に影響がない場合が該当する。 （例1） 自宅で入浴をしていたため通所サービスでは入浴希望をしていなかったが、夏場だけ通所サービスで入浴を希望する場合 （例2） 通所リハビリテーションにおいて、運動器具や運動メニュー等の変更で、サービス提供時間や加算に変更がない場合 ※ ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当しない。（ケアマネジメントの一連の業務が必要） ・新たなサービス内容が追加されることで、生活全般のアセスメントの見直しが必要になった場合 （例1） 訪問介護の買い物支援が掃除支援のサービス内容に変わる場合 （例2） 緊急時訪問看護を算定していなかったが、緊急事態が想定される症状となり、緊急時訪問看護加算の算定が必要になった場合 ※居宅介護支援の場合、ケアプラン第1表の「総合的な援助方針」へ記載 あらかじめ発生する可能性が高い緊急事態が想定されている場合には、対応機関やその連絡先、また、あらかじめケアチームにおいて、どのような場合を緊急事態と考えているかや、緊急時を想定した対応の方法等について記載することが望ましい。例えば、利用者の状態が急変した場合の連携等や、将来の予測やその際の多職種との連携を含む対応方法について記載する。 （介護保険最新情報 Vol.1286 居宅サービス計画書記載要領） （例3） やむを得ない理由による短期入所の緊急利用者にかかる緊急短期入所受入加算を算定する場合 （軽微な変更であると判断した場合の対応方法） ・サービス事業者から変更した理由等を聴取し、給付管理上問題がないことを確認後、変更理由を支援経過へ記録する。	
⑩担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。	契約している居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターにおける担当介護支援専門員等（※）の変更の場合は、ケアプランの「軽微な変更」に該当するものと考えられる。 （※） 地域包括支援センターの場合、介護支援専門員以外の専門職（保健師、看護師、社会福祉士等を含む。）（以下、「介護支援専門員等」という。） （軽微な変更であると判断した場合の対応方法） ・担当介護支援専門員等の変更を支援経過に記録する。（変更日、変更後の担当者名、利用者への説明日） ・変更前の担当介護支援専門員等が作成したケアプランを継続する場合は、ケアプラン作成者名の後ろに、変更後の担当介護支援専門員等の氏名、変更年月日の記載が望ましい。 ・サービス事業所へ交付したケアプランについては、各サービス担当者が記載することで足りるものとする。	

2. サービス担当者会議

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス・総合事業 ※総合事業は、指定事業所によるサービスに限る。
①サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性	単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	上記1．ケアプランの作成の「②サービス提供の回数変更」によりケアプランの作成が行われないものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかし、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。 この場合、照会等により意見を求めた結果、ケアプランの課題や目標、サービス内容に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当するものと考えられ、ケアプランの作成は不要である。 ※　ただし、以下の場合は「軽微な変更」に該当しない。（ケアマネジメントの一連の業務が必要） ・やむを得ない場合として照会等により意見を求めた結果、ケアマネジャーがケアプランの作成が必要であると判断した場合は、サービス担当者会議を開催し、ケアプランの再交付を行う。	
②ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性	ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関するすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	上記1．ケアプランの作成の「①サービス提供の曜日変更」から「⑩担当介護支援専門員の変更」によりケアプランの作成が行われないものとした項目については、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関するすべての事業所を招集する必要はなく、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	

【別紙２】

事　務　連　絡
令和８年（2026 年）10 月 26 日

市町村高齢者福祉担当部長　様
広域連合介護保険担当部長　様
（諏訪、木曽、北アルプス）

長野県健康福祉部介護支援課長

国における個人防護具の配布希望調査について（依頼）

日頃は、本県の高齢者福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、別添事務連絡（令和８年 10 月 20 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興企画課）がありました。
つきましては、下記により希望調査を行いますので、貴市町村・貴広域連合所管（指定）の老人福祉法・介護保険法関係の施設等へ周知をお願いします。

記

１　調査の内容

今回の配布の内容（下記３）を踏まえた上、配布を希望する場合は、以下 URL もしくは右記の QR コードにアクセスし、施設情報及び希望数量等を入力
※申込み完了メールが届くため、必ず御確認いただくこと。
※申込み後のキャンセル・数量変更等はできません。

（ながの電子申請サービスＵＲＬ）
https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=79572

２　申込み受付期間

令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 12 日（木）

３　配布の内容

（１）品目

・医療用（サージカル）マスク：500 枚単位（上限 50,000 枚）
・N95 マスク：100 枚単位（上限 5,000 枚）
・アイソレーションガウン（「素材」の選択可能）：100 枚単位（上限 2,000 枚）
・フェイスシールド：100 枚単位（上限 5,000 枚）

※各個人防護具につき、申込単位及び申込上限は上記のとおりです。使途（（２）参照）や保管場所等を確認の上、お申込みください。
※上記申込単位から端数が生じる場合は、一律に申込単位まで切り上げて国へ報告を行います。また、上記上限枚数を超える申込があった場合は、一律に上限枚数で国へ報告いたします。
※各個人防護具のメーカーについては指定できません。
※国備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があります。

（2）配布個人防護具の使途

各施設における使用、備蓄、訓練及び研修等

（3）個人防護具の使用推奨期限

令和９年度末

（4）配布の優先順位

・全体の希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、下記優先順位に基づき、配布対象及び配布数量が決定されます。

同一順位内で希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合は、抽選等で選出されます。

（配布優先順位）

１　協定締結医療機関の希望

２　協定締結医療機関及び自治体を除くその他の配布対象施設の希望

３　自治体の希望

・よって、**希望があっても数量調整を行う場合や配布されない場合もあることをあらかじめ御了承ください。**

（5）配布予定時期及び配布方法

・令和９年２月から目途に順次国から無償配布（変更の可能性あり）

・個人防護具の種類によって手元に届くタイミングが異なる可能性があります

（6）必要な同意事項

配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱われることを御留意ください。

①使用用途

配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

②転売禁止のための実効性の担保

転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

③配布数量等のホームページ上での公開

配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所及び当該施設への配布数量が厚生労働省のホームページ上で公開されること。

４　参考

・厚生労働省作成（県一部追記）「個人防護具の配布に関するＱ＆Ａ」

・厚生労働省ホームページ「個人防護具の配布について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kojinbougogu/haifu/index.html

※本配布に関する情報等について掲載予定です。

（問合せ先）
担　当　　介護支援課施設係　池田、高地
電　話　　026-235-7113（直通）
ＦＡＸ　　026-235-7394
E-mail　kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

【別紙３】

事　務　連　絡
令和８年 10 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

個人防護具の配布の実施について

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールド等（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

これまで、国においては、個人防護具の配布を実施しており、令和８年度においても、個人防護具の配布を下記のとおり実施することとしました。

都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了知いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

１　配布の内容について

○　今回配布する個人防護具の種類は、医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（※）及びフェイスシールドの４種類であり、希望に基づく配布を実施します。

（※）アイソレーションガウンについては、「素材」の選択が可能です。

○　配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の３に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、医師会等の団体等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の選定をお願いします。

○　配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。

なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分及び希望数量に応じて優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定します。具体的な優先順位は、以下のとおりとします。なお、同一順位内で希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

（１）協定締結医療機関の希望

（２）協定締結医療機関及び自治体を除くその他の配布対象施設の希望

（３）自治体の希望

○　各個人防護具のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中期限の製品となります。

○　今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

（１）使用用途

配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。

（２）転売禁止のための実効性の担保

転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※　なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を行わないよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いします。

（３）配布数量等の HP 上での公開

配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、また当該施設への配布数量は厚生労働省の HP 上で公開されること。

２　配布の手続について

○　都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量等をとりまとめ、「別紙」の様式１、２及び３に配送先の所在地や希望する個人防護具の数量等の必要情報を記入の上、令和８年 11 月 20 日（金）までに提出をお願いします（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）。

○　個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において保管場所を確保の上、今後必要となる数量をご登録ください。希望数量は、物資ごとに別紙に定める上限数量の範囲内を原則としますが、十分な保管場所を確保できる場合には、上限数量を超える希望を登録することも可能です。

なお、配布数量の決定に当たっては、「１　配布の内容について」の優先順位に基づき抽選等を行う場合があります。各施設における備蓄等の他、訓練及び研修へのご活用も含めて希望数量についてご検討いただきますようお願いします。

※ご検討にあたっては、「参考資料　配送予定の個人防護具の例」もご参照ください。

○　配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載する予定です。なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです。また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性がありますのでご了承ください。

○　本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご留意いただきますようお願いします。

３　その他

○　本配布に関する情報等は、厚生労働省ＨＰに掲載予定ですので、必要に応じて、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kojinbougogu/haifu/index.html

担当者連絡先　医療用物資等確保対策推進室

TEL：　03-5253-1111(内線8209、8294)

03-3595-3454(直通)

【別紙４】

令和８年 10 月 20 日

配送予定の個人防護具の例

令和８年 10 月 20 日付け事務連絡にてお知らせした個人防護具の配布において、配送予定である個人防護具の例は、以下のとおりです。なお、あくまでも配送予定の製品の一例であり、例に記載されていない個人防護具が届く可能性もありますので、ご留意ください。

※本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできませんので、
本資料も参考に、希望する個人防護具の数量についてご検討いただきますようお願いいたします。

医療用（サージカル）マスク
＜写真＞



幅 520mm、奥行き 420mm、高さ 340mm
入数：2,000 枚／箱
（※50 枚入りの小箱（幅 195mm、奥行き 100mm、
高さ 80mm）が 40 箱入っている）

※500 枚単位の箱に入替の場合があります。

N95 マスク
＜写真＞



幅 415mm、奥行き 295mm、高さ 400mm
入数：400 枚／箱
（※20 枚入りの小箱（幅 280mm、奥行き 80mm、
高さ 95mm）が 20 箱入っている）

※100 枚単位の箱に入替の場合があります。

アイソレーションガウン（不織布製）
＜写真＞



幅 550mm、奥行き 370mm、高さ 350mm
入数：100 枚／箱

アイソレーションガウン（プラスチック製）
＜写真＞



幅 490mm、奥行き 370mm、高さ 130mm
入数：100 枚／箱

フェイスシールド
＜写真＞



幅 590mm、奥行き 380mm、高さ 80mm
入数：300 枚／箱
（※100 枚入りの小箱（幅 580mm、奥行き 370mm、高さ 20mm）が3箱入っている）

【別紙５】

※厚生労働省から送付
（長野県一部追記）

個人防護具の配布に関するQ&A

2026年10月20日時点版

問1.　配布を申請するにあたっての条件を教えてください。

○　配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用していただく必要があります。転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、今後原則として、中東情勢を受けて行った緊急配布のようなケースも含め、配布を行わないこととしておりますので、ご留意ください。

○　また、返品・交換は不可となりますので、各医療機関等の通常の使用量や、今後の必要量を勘案して、確実に受領ができる枚数を申告ください。

○　１施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。~~なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。~~

・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

【長野県追記】
※左記申込単位から端数が生じる場合は、国に対し、一律に申込単位まで切り上げて報告いたします。
※左記上限枚数を超える申込があった場合は、国に対し、一律に上限枚数で報告いたします。

問2.　系列の施設で使用することは可能ですか？

○　経営主体が同一である場合、他施設間で個人防護具を融通することは問題ありません。

問3.　配布希望は、先着順ですか？希望した結果の公表はありますか？

○　希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分に応じて、優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定することとしています。なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

○　配布の可否にかかわらず、配布を希望いただいた施設の一覧については、厚生労働省のHPで公表する予定としていますので、適宜、ご参照ください。

（参考）
※公表予定URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/k

ojinbougogu/haifu/index.html

問4.　希望できる対象物資はどのようなものですか。

○　医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（不織布製、プラスチック製）、フェイスシールドであり、厚生労働省において、当該製品に求める仕様を満たしたことを確認した製品となります。
　また、使用推奨期限については、令和９年度中使用推奨期限の製品となります。加えて、厚生労働省が契約する保管倉庫で適切に保管しています。

○　なお、製品のメーカー指定はできませんので、その点ご留意ください。
※アイソレーションガウンの「素材」の選択のみ可能です。

問5.　希望した物資はいつ頃届きますか。

○　配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載する予定です。

○　なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです

○　また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性があります。

問6.　誤って多めに配布希望をしてしまいました。保管場所がないため、希望数量を変更することは可能でしょうか。あるいは、返却することは可能でしょうか。

○　原則として、キャンセル（返品や交換）は受け付けておりませんので、そのまま受け取りをお願いいたします。

問7.　希望した後に、閉院が決まってしまった場合、希望を取り下げることはできますか。

○　配送手続きを中止しますので、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室まで医療機関情報等をお知らせください。

○　また、住所変更の場合も、同様に、医療機関情報等をお知らせください。

【担当部署】
厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室
メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問8.　どこの配送業者から物資が届きますか。

○　厚生労働省から日本通運株式会社に委託しておりますので、当該事業者からの配送となります。

問9.　医療用（サージカル）マスクが届いたが、追加で配布いただくこと可能でしょうか。また、無償で受け取ることで差し支えないでしょうか。

○　追加の配布は予定しておりません。また、無償で受領いただくことで差し支えございません。

問10.　申請方法・申請様式・提出先について教えていただきたい。

○　配布に係る申請方法等は、お手数ですが、貴施設が所在する都道府県の担当部署にお問い合わせをお願いします。

問11.　配送先住所（配送先の指定可否）・申請単位（例：1枚からか、1箱からかなど）は、決まっておりますでしょうか。

○　住所は、配送先の住所の記載をお願いします。例えば、保管場所が事業所以外となる場合、県外の住所を記載いただくことは差し支えございません。

○　また、1施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。~~なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。~~

・医療用（サージカル）マスク：500 枚単位（上限 50,000 枚）
・N95 マスク：100 枚単位（上限 5,000 枚）
・アイソレーションガウン：100 枚単位（上限 2,000 枚）
・フェイスシールド：100 枚単位（上限 5,000 枚）

【長野県追記】
※左記申込単位から端数が生じる場合は、国に対し、一律に申込単位まで切り上げて報告いたします。
※左記上限枚数を超える申込があった場合は、国に対し、一律に上限枚数で報告させていただきます。

問12.　配布対象となる個人防護具の使用期限を教えてください。

○　今回対象となる個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中期限となる製品となります。

問13.　破損・不備があった場合、返品交換することは可能でしょうか。

○　破損・不備がある製品が届いた場合については、お手数ですが、以下の担当部署まで問い合わせをお願いします。

【担当部署】
厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室
メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問14.　申請すれば、希望通りに個人防護具が配布されますか。

○　各施設からの希望数量の総数が、配布可能数量を上回った場合等には、抽選等を行う場合がございますので、希望する個人防護具が全て配布されるというわけではございません。

以上